

◇◇◇ 障がいの手当のしおり ◇◇◇ (表)

※うら面もあります

手当名	支給対象者※1	手当申請者	手当月額	支給方法※2	手当申請に必要なもの	問合せ先
児童育成手当 育成手当 <input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 申請	①「身体障害者手帳」1・2級程度を有する、父または母に監護されている児童（18歳の最初の3月までの児童） ② その他、父または母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※ 上記のほかに、ひとり親家庭等の児童（18歳の最初の3月までの児童）が支給の対象となります。	対象者を扶養している父または母のうち、所得の高い方	申請翌月から 13,500円	毎年2月・6月・10月の15日にそれぞれ前月分までお振込みします。	① 保護者・児童の戸籍謄本 ② 申請者名義の預金通帳 ③ 診断書(所定の書式) ※身体障害者手帳1級および2級・3級の一部の方、障害年金1級を受給中の方は省略できる場合があります。 ④ 個人番号・身元確認書類	※申請の流れ ①障がいの手帳等をお持ちになって窓口にご相談→必要書類の案内を受け、所定の診断書等を受け取る ②必要書類をそろえて窓口に申請
児童育成手当 障害手当 (20歳未満) <input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 申請	①「身体障害者手帳」1・2級程度の方 ②「愛の手帳」1・2・3度程度の方 ③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方 ※ その他、障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。	対象者を扶養している方	申請翌月から 15,500円	毎年2月・6月・10月の15日にそれぞれ前月分までお振込みします。	① 申請者名義の預金通帳 ② 身体障害者手帳、愛の手帳または診断書(所定の書式) ③ 個人番号・身元確認書類	【窓口】 子育て支援課 子どもの手当医療係 Tel 3579-2477 北館1階⑥番
心身障害者福祉手当 ※児童育成手当障害手当と併給はできません。 <input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 申請	①「身体障害者手帳」1・2級、または「愛の手帳」1～3度に該当する方 ②「戦傷病者手帳」第3項症以上の方 ③ 脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方 ④ 区指定の難病の方（難病医療費助成を受けている方） ⑤「身体障害者手帳」3級、「愛の手帳」4度、「戦傷病者手帳」第4項症の方 ※ 障がいとなった年齢が65歳以上の方、または障がいとなった年齢が65歳未満の方で、65歳に達する日の前日までに申請を行わなかった方は対象になりません。	対象者本人	申請月から ①～④該当者 15,500円 ⑤該当者 7,750円	毎年4月・8月・12月の20日にそれぞれ前月分までお振込みします。	① 身体障害者手帳、愛の手帳または戦傷病者手帳 ② 難病の方は、医療受給者証または医療券 ※小児慢性疾患医療受給者証をお持ちで病名が区指定難病に該当する方のみ対象 ※生活保護受給中で都指定難病の方は、医師の診断書(所定の様式) ③ 障がい者本人名義の預金通帳 ④個人番号・身元確認書類 ※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者の個人番号の記入も必要	障がいサービス課 福祉係 Tel 3579-2362 北館2階⑫番
重度心身障害者手当 (65歳未満) <input type="checkbox"/> 案内 <input type="checkbox"/> 申請	① 重度の知的障がいと著しい精神症状を重複する方 ② 重度の知的障がいと重度の身体障がいを重複する方 ③ 四肢機能が失われ、かつ座位をとることが困難な程度以上の身体障がいを有する方 ※ 申請時に病院に3カ月を超えて入院している方は申請できません。	対象者本人	申請月から 60,000円	毎月20日までにお振込みします。	① 身体障害者手帳または愛の手帳 ②個人番号・身元確認書類 ※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者の個人番号の記入も必要 ③ 印鑑	

※1 施設に入所されている方は該当しません。（施設によって受給対象の場合もあるので、ご相談ください。）※2 支給日が土日祝日の場合は前日となります。

※診断書等の判定により、却下となる場合があります。 各手当には所得制限があります。 詳しくは表右記の担当窓口までお問い合わせください。

◇◇◇ 障がいの手当のしおり ◇◇◇ (裏)

※おもて面もあります

		支給対象者※1	手当申請者	手当月額	支給方法※2	手当申請に必要なもの	問合せ先
国の制度	児童扶養手当	次のいずれかに該当する児童で、18歳になった最初の3月まで対象（ただし、特別児童扶養手当の受給要件に該当する障がいのある児童は20歳未満が対象） ① 障害年金1級該当、「身体障害者手帳」1・2級程度を有する、父または母に監護されている児童 ② その他、父または母の障がいの程度や等級が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。 ※上記のほかに、ひとり親家庭等の児童が支給の対象となります。 ※手当申請者および児童の公的年金給付等の額が手当の額よりも高い場合は支給停止となり、低い場合はその差額分の手当を支給します。障害基礎年金等の受給者は子の加算額との差額分の手当を支給します。	障がいのない父または母	申請翌月から全部支給 44,140円 一部支給 10,410円～44,130円 児童2人の場合 5,210円～10,420円加算 児童3人目以降 1人につき 3,130円～6,250円加算	毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月の15日にそれぞれ前月分までお振込します。	① 保護者・児童の戸籍謄本 ② 申請者名義の預金通帳 ③ 診断書（所定の書式） ※ただし障害年金1級を受給中の場合は省略できます。（その場合は年金証書の写し） ※身体障害者手帳（内部障害を除く）の方は、診断書を省略できる場合があります。 ④ 個人番号・身元確認書類	※申請の流れ ①障がいの手帳等をお持ちになって窓口にご相談→必要書類の案内を受け、所定の診断書等を受け取る ②必要書類をそろえて窓口に申請
	特別児童扶養手当（20歳未満）	①「身体障害者手帳」1・2・3級程度および下肢4級程度の一部の方 ②「愛の手帳」1・2・3度程度の方 ③長期間安静を要する病状または精神の障がい（自閉スペクトラム症等）により日常生活に著しい制限を受ける方 ※児童が障がいを理由とする公的年金を受給している場合は申請できません。 ※複数の障がいがある場合は、個々の障がいの程度が上記より軽度の場合でも該当になることがあります。	対象者を扶養している方	申請翌月から特別児童扶養手当等級（障がいの程度による） 1級53,700円 2級35,760円	毎年4月・8月・11月の11日にそれぞれ前月分までお振込します。（11月は11月分までをお振込します。）	① 保護者・児童の戸籍謄本 ② 申請者名義の預金通帳（ネット銀行は一部不可） ③ 診断書（所定の書式） ※ただし愛の手帳1度の方は省略できません。また、身体障害者手帳（内部障害を除く）や愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。 ④ 個人番号・身元確認書類	【窓口】 子育て支援課 子どもの手当医療係 Tel 3579-2477 北館1階⑥番
	障害児福祉手当（20歳未満）	重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方 （障がいの程度がおおむね「身体障害者手帳」1級、2級の一部、「愛の手帳」1度および2度程度の方、あるいは、上記と同等の疾病・精神の障がいを有する方）	対象者本人	申請翌月から 15,220円	毎年2月・5月・8月・11月の10日にそれぞれ前月分までお振込します。	① 身体障害者手帳または愛の手帳 ②申請者本人名義の預金通帳 ③ 診断書（所定の書式） ④年金証書・年金給付額改定通知書等 ⑤申請者本人の戸籍謄本・ ※申請後、必要な場合に限りご案内します。 ⑥個人番号・身元確認書類 ※扶養義務者・配偶者の個人番号の記入も必要です。	障がいサービス課 福祉係 Tel 3579-2362 北館2階⑫番
	特別障害者手当（20歳以上）	重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方 （障がいの程度がおおむね「身体障害者手帳」1、2級、「愛の手帳」1、2度程度で、かつそれらが重複している方、または上記と同等の疾病・精神の障がいを有する方） ※ 申請時に病院に3カ月を超えて入院している方は申請できません。	対象者本人	申請翌月から 27,980円			

※1 施設に入所されている方は該当しません。（施設によって受給対象の場合もあるので、ご相談ください。）※2 支給日が土日祝日の場合は前日となります。

※診断書等の判定により、却下となる場合があります。 各手当には所得制限があります。詳しくは表右記の担当窓口までお問い合わせください。